する BPL 濃度、温度条件、pH 等種々のパラメーターでその不活化効果が大きく変化することが知られており、そのため、ミドリ十字の行っていた紫外線照射+BPL 処理は、一定の肝炎ウイルス不活化効果が期待されるものの、その程度は不明とせざるを得ない」と記載されているように、条件によってもウイルスの不活化能が大きく異なることから、フィブリノゲン製剤に対して行われた BPL 処理のウイルス不活化能については、十分ではなかった可能性が高いと考えられる。

## 抗 HBs グロブリン添加処理および紫外線照射処理併用の危険性について

この処理は、B型肝炎ウイルスを不活化するための処理であり、B型肝炎ウイルスの不活化には効果があると考えられる。しかしながら、この処理を行っていた当時および以前に同処理による非A非B型肝炎(C型肝炎)ウイルス不活化能に関して報告された文献は見当たらない。

一般的には、B型肝炎ウイルスを不活化するための処理である本処理が、非A非B型肝炎ウイルス に対しても不活化能を有すると考えられる根拠は少ないと考えられる。

## 乾燥加熱処理について

乾燥加熱処理については、処理温度および時間による不活化能の違いが議論の中心となっている (文献 5-14-25,5-14-26 等)。また、各々の報告で不活化対象となっているウイルスも様々であり、各々のウイルスによって、最適な不活化条件が大きく異なっていることが上記報告から見て取れる。また、 1985 (S60)年に宮本らは、「65°C96 時間に相当する不活化効果を得るには 60°Cでは 192 時間程度の 加熱が必要になる」と報告しており(文献 5-14-26)、温度の違い等でウイルス不活化能は大きく異なることが伺える。

そのため、乾燥加熱処理によるウイルス不活化処理は、不活化の対象となるウイルスを決定した上で、それに対する不活化能様々な条件化で測定する必要があると考えられる。このことから C型肝炎ウイルスが同定される 1988(S63)年以前は、非 A 非 B型肝炎ウイルス (C型肝炎ウイルス) を十分に不活化するための条件を見出すことは困難であったと考えられる。

## ② 第区因子複合体製剤の投与による肝炎感染の危険性について

第IX因子複合体製剤については、以下に示すとおり、不活化処理が全く行われていない期間が存在した。そのため、先述した売血原料およびプール血漿に起因する肝炎感染の危険性が高い製剤であったと言える。これらの危険性については、不活化処理の未実施期間中および未実施期間以前から報告されていたことであるため、第IX因子複合体製剤に関しては、肝炎感染の危険性を認識できたと考えられる。

また、乾燥加熱処理を実施した加熱製剤が輸入・販売されるようになってからも不活化処理がなされていない非加熱製剤は流通し続けており、このことが肝炎の感染を拡大させたと考えられる。

図表 5-15 第区因子複合体製剤の不活化処理未実施期間

第区因子複合体製剤	不活化処理未実施時期間
クリスマシン	1976 (S51)年 12 月(製造承認時)~1985 (S60)年 11 月
	(1985 (S60)年 12 月から乾燥加熱処理を施したクリスマシン-HT を輸入・販売)
PPSB-ニチャク	1972 (S47)年 4 月(製造承認時)~1986 (S61)年 10 月
	(1986 (S61)年 11 月に乾燥加熱処理を施した PPSB-HT ニチヤクの製造承認を取得)

厚生省による血液研究事業の昭和 54 (1979)年度研究報告集中の「血友病患者の肝炎に関する実態」 (長尾大)においても、血液製剤による治療を受けることが多い血友病患者の肝炎発生頻度が高いことに触れ、クリーンな血液製剤の必要性が指摘されていることからも、第IX因子複合体製剤による肝炎感染の危険性は認識できたと考えられる。